

2015

S L カートミーティング競技規則

S L カートミーティング競技規則(レギュレーション)

第1章 大会開催に関する事項

1. 大会役員
2. 大会事務局
3. 競技会主催者、開催期日および場所
4. 競技の名称、種目、レース区分の格式
 - (1) 名称 S L カートミーティング〇〇シリーズ
 - (2) 種目 スプリントレース
 - (3) 区分 特別規則書付則にて公示します。
 - (4) 格式 クローズド

以上1から4は特別規則付則または公式通知にて公示します。

5. 公式通知に関する規定

本規則に記載されていない競技運営に関する実施細目およびドライバーに対する指示事項は、特別規則書付則および公式通知によって公示されます。なお、公示はつぎの方法によります。

- (1) 開催期日の前日まで

大会事務局内に掲示されるとともに、エントリー申込書に記入してあるドライバーの連絡先に送付します。

- (2) 開催当日

開催場所の事務局設置場所または主催者の指定の場所に掲示します。

6. 延期、中止または取止めおよび変更に関する事項

主催者は、大会審査委員会の承認を得て大会の全部または一部を延期、中止または取止めることができます。イベントの全部を中止し、あるいは24時間以上延期する場合、エントリーフィーは全額返還されます。ただし、保険料は返還されません。さらに、エントラントおよびドライバーは、これによって生じる損失について主催者に抗議する権利を保有していません。なお、主催者は大会審査委員会の承認を得てイベントの内容を変更する権限をあわせて保有するものとします。これに対する抗議は認められません。

第2章 競技会参加に関する事項

1. エントリーの受付

開始 大会開催日の1カ月前

締切 大会開催日の1週間前または付則に示す日時

郵送によるものも締切日までに必着のこととします。

締切以後および当日のエントリーは受付いたしません。

(注) S L カートミーティング以外の受付期間は上記とは異なる場合があります。

- (1) 受付時間9時より17時まで
- (2) 受付場所特別規則書に公示します。
- (3) 必要物

- a. 参加申込書
- b. 競技会参加に関する誓約書
- c. 有効なS L Oメンバーズカード、2015年S L メンバーズブック
- d. 有効なS L O安全協力会加入証または保険加入証明書（コピー可）
- e. ピットクルー登録申請書（ドライバー1名につき2名まで）
- f. エントリーフィー
- g. 主催者が指定するもの

2. エントリーフィーおよび保険料

エントリーフィー、保険料は必ず締切日までに完納していることとします。

3. エントリーの方法

主催者の指定する方法でエントリーして下さい。

4. エントリーの資格

- (1) 有効なS L Oメンバーズカードおよび2015年S L メンバーズブックの2点を所持していること。
- (2) 満20歳未満のドライバーおよびピットクルーは親権者の承認を必要とします。
- (3) 保険加入証明書（コピー可）
- (4) 有効なS L Oメンバーズカード、2015年S L メンバーズブックの2点を提示できないドライバーに対しては理由の如何を問わず出場が取消されます。
- (5) ドライバースグレードにより、次表の通り出場クラスが制限されます。

	カデット	B	A	スーパー A
YAMAHA T R Y カデット	出場可	出場可		
YAMAHA カデットオープン	出場可	出場可		
YAMAHA T I A ジュニア	出場可	出場可	出場可	
YAMAHA T I A		出場可	出場可	出場可
YAMAHA S S		出場可	出場可	出場可
YAMAHA スーパー S S		出場可	出場可	出場可
YAMAHA S S レジェンド		出場可	出場可	出場可
YAMAHA レディス		出場可	出場可	出場可

5. エントリーの受理と拒否

- (1) 主催者は、理由を示すことなくエントリーを拒否することができ、かつその行為をもって最終の決定とします。この場合エントリーフィーは全額返還されます。
- (2) エントリーの受理は必要事項の全てが明記された参加申込書およびエントリーフィーが受付場所で受理された時点で主催者の参加承認が成立しますが、拒否の通知は開催日までに連絡されます。
- (3) 一旦受理されたエントリーフィー、保険料はいかなる理由があっても返還されません。

6. 保険

参加するドライバー(ピットクルー加入の場合もあり)は、参加申込みと同時に主催者の指定する傷害保険または S L O スポーツ安全保険に加入しなければなりません。

※ドライバー及びピットクルーはレース、練習時を含めて健康保険証を所持してください。

7. シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

競技に使用するシャシー、エンジンおよびタイヤは、S L 車両規定に準じた国内市販品とし、参加申込書により登録し、かつ車両検査に合格したものののみが使用できます。登録、使用できる数は次の通りとします。

シャシー 1 台。エンジン 1 基。

車検登録していないシャシー、エンジンの使用は出来ません。

タイヤは、ドライ 1 セット、ウェット 1 セット。

タイヤにバースト等が発生した場合は、技術委員長の許可を受けて当該の 1 本のみを交換することができます。

8. エンジンの交換規定

登録したエンジンが、故障破損等により技術委員長が走行不可能と判断した場合に限り、1 回だけエンジンの交換が認められます。故障破損したエンジンも再車検の対象となります。交換する際は技術委員長立会いの下で追加の登録が認められます。

第 3 章 エンジンおよびカートに関する事項

1. エンジン

エンジン区分は S L 車両規定に準じ、車両規定第 2 章に示します。

2. カート

1. に規定する当該エンジンを搭載し、S L 車両規定に合致した車両で、かつ次の条件を満たさなければなりません。

- (1) サイドボックス、フロントパネルおよびフロントフェアリングを必備とします。

また、メーカー純正や一般市販のリアプロテクションを必備とします。不備の場合は車両検査において修正を求められることがあります。

※フロントフェアリングのワンタッチタイプは 2 個のブラケットで固定とし、ネジ止めタイプは 2 本のネジのみで固定とします。ワイヤーやテープ等で補強することは出来ません。

- (2) コース上にオイルを流出飛散させる構造のものの取付けは禁止します。

- (3) 競技ナンバーは車両の前方と後方に必備とします。

前方・フロントパネル：垂直より後方の 45°以内とし、明瞭に識別できる状態とならなければなりません。

後部・リアプロテクション：中央のナンバープレート専用のスペースにしっかり貼りつけることとします。

※競技によっては色指定があります。大きさは幅 21cm 位の四角形とします。

- (4) 競技ナンバーは、オーガナイザーが支給したもの、もしくは同一形状のものを取付けることとします。このナンバーは、車両検査を受ける前に必ず取付けてください。

- (5) バンパーは必ず前後に装着するものとします。バンパー及び取付方法は J A F 車両規則第 2 章第 7 条同等とします。

サイドバンパーの役割はサイドボックスにより補われるものとします。

- (6) チェーンガードは必備とします。かつ下記項目をみたしていなければなりません。

- a. 幅は 3cm 以上あり車両上方から見てチェーンが見えない状態であること。
- b. 車両側方より見てドライブ側スプロケットとリア側スプロケットを結ぶ線の上の部分を有効に覆っていること。
- c. 車両側方より見てドライブ側スプロケットが見えない状態であること。なお、クラッチ付きカートにおいては、上記

は除かれますが、クラッチカバー（ハウジングカバー）およびS LクラッチにおいてはS Lクラッチプロテクター(サポートおよびS Lクラッチカバー)を取付けなければなりません。

d. チェーンガードおよびクラッチプロテクターの補強追加は認められます。

※直結式（クラッチ付でない）場合、フルカバータイプのチェーンカバーの取付を強く推奨します。

(7) 排気装置はつぎの通りとします。排気系統のいかなる部分も、車両全長および全幅より突出してはなりません。排出口の末端は、安全な加工が施されていなければなりません。排気はドライバーの後方で行われ、かつガスの排出は地上より45cm以下で行われなければなりません。

(8) 音量規制については「J A F 国内カート競技車両規則」第23条によるものとし、78dB（A）+ 3dB（A）を超えるものについてはタイムトライアルに次表のペナルティが課せられます。

音量	加算時間
81.5dB以上82.5dB未満	0.25秒
82.5dB以上83.5dB未満	0.5秒
83.5dB以上84.5dB未満	1秒
84.5dB以上85.5dB未満	2秒
85.5dB以上86.5dB未満	3秒

84dBを含み84dBを超えるものはレースから除外されます。

3. 燃料

(1) ガソリン

- a. 一般のガソリンスタンドのポンプから販売される自動車用の無鉛ガソリンの使用が義務付けられます。
- b. 主催者は、ガソリンの銘柄および供給方法等を指定する場合があります。この場合の詳細事項は、特別規則書または公式通知に示されます。
- c. すべての燃料冷却方式は禁止されます。混合前のガソリン燃料および混合後のガソリン燃料すべてにおいて、冷却などの措置は一切禁止されます。

(2) エンジンオイル

- a. 通常市販されているもののみとし、添加物の使用は一切認められません。
- b. 主催者は、エンジンオイルの銘柄および供給方法を指定する場合があります。この場合の詳細事項は特別規則書または公式通知に示されます。

(3) 検査

ガソリンおよびエンジンオイルについて、予告なく抜き打ち検査（タンク内の燃料を採取する等）を行う場合があります。この場合、必ずその指示に従わなくてはなりません。

4. 車両検査・装備

公式練習の前に車両検査を受けなければなりません。この際、非合法な部分がありながらも、なお技術委員に発見されなかったとしても承認が意味されるものではなく、レース中にそれに関する疑義が生じた場合は黒旗の指示を受ける場合があります。

- (1) 車両検査の日時および場所は公式通知で知らされ、ドライバーは車両検査に立合わなければなりません。
- (2) カート車両とその装備類は清潔で、かつ正しく整備された状態でなければなりません。
- (3) ドライバーの服装は装備の一部と見なされ、車検の対象となります。競技を安全に行うことを目的にC I K / J A F 公認実績のあるレーシングカートの着用品が義務づけられます。

グローブ（手袋）、シューズ(足首まで保護する靴)など、それぞれ丈夫なものでなければなりません。

なお、小学生にはネックガードおよびリブプロテクターの装着が義務づけられます。

※小学生以外にもネックガード、リブプロテクターの装着を推奨します。

- (4) ヘルメットはフルフェイスタイプとし以下の規格のいずれかを有するものを強く推奨します。著しく角ばったものは禁止されます。また傷のあるもの、製造より5年以上経過したものはレース使用を認めないこともあります。

F I A 規定（付則L 項第3章第1条およびC I K – F I A 技術規則 AppendixNo2）に適合したもの。

15歳以下はSnell – F I A C M S / R 2 0 0 7 規格適合品の使用を強く推奨する。

日本工業規格（J I S 8 1 3 3 : 2 0 0）、J I S – C 種、または2 種

スウェーデン規格（S I S 8 8、2 4、1 1（2））

デンマーク規格（D S 2 1 2 4. 1）

フィンランド規格（S F S 3 6 5 3）

ドイツ規格（O N S / O M K : 白地または青地に黒、白地に青または白地に赤レベルのみ）

スネル規格（1 9 9 0 S A および1 9 9 5 S A、S F I s p e c 3 1. 1 およびS F I s p e c 3 1. 2）

イギリス規格（B S 6 6 5 8 – 8 5 タイプA およびすべての修正型を含むタイプA / F R）

フランス規格（N F S 7 2 3 0 5）

欧州経済共同体規格（E 2 2 0 2、0 3 または0 4 シリーズ）

上記規格に適合しないものではJ A F 公認競技用ヘルメットの使用が推奨される。

- (5) タイムトライアル、予選ヒート、決勝ヒートの走行後、主催者が指定した場所で計量および再車検が行われます。主催者によって違反が発見された場合は失格となります。

第4章 競技に関する事項

1. 信号

競技中ドライバーに対する指示は、下記の種類の旗に従い行われます。

- (1) 国旗もしくはシグナル
競技開始は、国旗の振り降ろし、または赤シグナルのブラックアウト(消灯)でスタート。
- (2) 緑に黄色の山形旗
ミススタート(再度スタートを行うためローリングをやり直す)
- (3) 赤旗
レース中止または中断。ドライバーはただちにレースを中止または中断し、オフィシャルから指示された場合はどの地点でも停止できる態勢でスタートラインまで徐行し左右に分かれて安全確認しながら停止。
- (4) 白旗
サービスカー(救急車)がコースインもしくはコース上にある。
- (5) 青旗
(静止) 追い越されようとしているので現在の進行方向を保持せよ。
(振動) 追い越されようとしているのでその者に進路を譲れ。
- (6) 黄旗
(静止) 前方危険であり追い越しを禁止する。※黄旗から対象車両までの区間は必ず減速し、追越禁止。
(振動) 前方が非常に危険であり停止準備かつ、追い越しを禁止する。※黄旗から対象車両までの区間は必ず減速し、追越禁止。
- (7) オイル旗(赤縞の入った黄旗)
前方路上に水、油あり、走行に注意。徐行を心がける。
- (8) 緑旗
競技続行。障害は除去されたので、コースクリア。
- (9) オレンジボールのある黒旗
指示された番号のカートに技術的トラブルがあるのでピットイン命令。修理修復後、再出走できる。
- (10) 白黒旗
指示された番号のカートによる軽度のルール違反に対して最後の警告(再度ルール違反をすると黒旗が出る)
- (11) 黒旗
指示された番号のカートへのピットイン命令。当該ドライバーは競技長まで出頭。失格となる宣告または注意を受ける。
- (12) 黒と白のチェッカー旗
競技終了。前方のkartを抜かず、徐行し車検場に戻り車検を受ける。

2. ドライバーズブリーフィング

大会参加選手はブリーフィングに参加することが義務であり、参加しない場合はレースから除外される場合があります。

3. 公式練習

すべてのドライバーは定められている公式練習に参加しなければなりません。

4. タイムトライアル

- (1) すべてのドライバーは、予選ヒートのグリッドポジションを決めるための、タイムトライアルに参加しなければなりません。参加できないドライバーはその旨を届出ることとします。
- (2) タイムトライアルの方法は、公式通知によって示されます。
- (3) 計測開始後にコースに停止し再スタートできない場合や、ピットインした場合は、その時点でタイムトライアルの終了とみなされます。
- (4) タイムトライアルの成績は次の順序により決定されます。
 - a. ベストタイムによる順位(同タイムの場合はセカンドのタイムの上位順とする)
 - b. ノータイム(出走順)
 - c. その他

5. レースシステム

予選ヒートの有無、グループ分け、ヒート数、周回数およびファイナルヒート進出台数とその周回数は公式通知に示されます。

6. グリッド

- (1) カートレースでは、カートは2列に並び、第1コーナーに向かってイン側の先頭がポールポジションとして位置付けられるのが一般的です。
- (2) リタイア等によりレースに参加できなかったドライバーのポジションが、空席となっても他のカートは移動してはならず、スタートの合図が出されるまでは空席グリッドが維持されなければなりません。

7. スタート

- (1) スタートは2列縦隊のローリング・スタートとします。(クラスによってはスタンディングスタートの場合もある)
- (2) ローリングに遅れた者は手を上げて、他のドライバーにアピールし、すみやかに自分のスタートポジションに戻ることができます。ただし、主催者が定める区間では追い越し、割り込みが禁止されます。これに違反した者はペナルティが課せられます。また、戻る途中でスタートした場合、これに対する抗議は受け付けられません。
- (3) カートの隊列が正規の順列でスタートラインの2.5m手前に引かれたイエローライン前において加速していないことを確認した時、スターターはスタートの合図を送ります。フォーメーションラップ中のドライバーは低速で一定のスピードを維持しなければなりません。
- (4) スタート前の最終的な隊列を形成させるために、イエローライン付近にパイロンを配置することがあります。当該パイロンに故意に接触した者にはペナルティが課せられることがあります。
- (5) スタート後、先頭のカートが1周するまでに、コントロールラインを超えられないカートはそのレースに出走することはできません。また、隊列がスタートを切った後は、ピットエリアにいる車両のコースインは認められません。
- (6) フォーメーションラップ中に隊列から大きく遅れ、白地に赤パテンのボードにより指示された者およびフォーメーションラップ中にピットインした者は隊列の最後尾に着かなければなりません。

8. レース中のルール

- (1) コースは常に先入車優先とし、追い越しをするものは前方のカーターの走行を妨害してはならず、また前方のカートは、後続のカーターの進路を妨害してはいけません。危険な走行はペナルティの対象となります。
- (2) オフィシャルが反則または妨害行為(プッシング・ブロッキング・その他の非スポーツマン的行為)とみなしたドライバーに対して白黒旗が提示されます。さらにその行為が2回以上におよぶときは、失格となり黒旗を受けピットインし、競技長のもとに出頭しなくてはなりません。
- (3) いかなる場合も、定められた方向と逆に走行してはいけません(但し、クラッチ付カートの場合はコース復帰のため、安全確認後の方向転換は認められます)。
- (4) レース中は止むを得ない場合を除き、コースを外れてショートカットすることは認められず、当該行為はペナルティの対象となります。
- (5) 衝突を避けるために、止むを得ずコースアウトした場合は、その最も近いところから安全確認をおこない、コースに復帰しなければなりません。
- (6) レース中コース内で停止してしまった場合は、両手を高く上げてアピールし、他のカートが過ぎ去ってから後方の安全を確認し再スタートします。再スタートできないときは、レースの障害にならないように自分のカートをコース外の安全な場所に移動し、ヘルメットをかぶったままレースの終了を待たなければなりません。
- (7) TRYカデット、カデットオープン、TIAジュニアクラスにおいてはカートから降りなければならない状況の時は、オフィシャルにより排除されます。また、危険回避のためにオフィシャルが援助してコース復帰させる場合があります。
- (8) ドライバーが工具・ケミカル用品等を携帯して走行することは禁止されています。
- (9) ピットイン、ピットアウトは決められた場所で行わなければなりません。
- (10) コースとピットロードを区分するイエローラインをカットすることはできません。
- (11) レース進行中パドックに入ったカートはレースを放棄したものとみなされ、再びコースに入りレースに復帰することはできません。

※パドックエリアはコースによって異なります。

- (12) 事故にみまわれたカートは、オフィシャルによって検査のため停止を命じられることがあります(競技役員の指示に従うこと)。
- (13) 競技長には、不適当もしくは危険とみなしたカートおよびドライバーを除外する権限があります。

9. レースの終了

- (1) レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後2分経過した時点で終了となります。
- (2) チェッカーを受けた後はスピードを除々に落とし、前のカートを追越さず正規のコースを走行してピットロードに進入し車両検査を受けます。

先頭のカートが規定周回数を終了する以前に誤ってチェッカーが提示された場合は、その時点をもって競技終了となります。また遅れてチェッカーが提示された場合は、チェッカーとは無関係に規定の周回数で終了したものと順位が決定されます。

10. 完走

- (1) レースの着順1位の者がフィニッシュラインを通過後、2分以内にカートが自力で同ラインを通過したものは、そのラップが加算される。この場合における自力とはカートとドライバーが一体となり、他の助けを借りることなくコースを正しい方向に進行できる状態をいいます。
完走者となるためには、チェッカーにかかわらず、規定周回数の2分の1以上完了しなければなりません。
- (2) フィニッシュラインを通過する際、ドライバーはカートに乗車した状態でなければなりません。
- (3) 完走者となった者のみが入賞の対象となります。

11. ペナルティ

- (1) ペナルティには次の5種があります。

- a. タイムおよび得点ペナルティ
- b. 警告
- c. 順位降格（リザルトのポジションダウン）
- d. ラップペナルティ
- e. 失格

- (2) 警告はその必要ありと認められた違反に対し発せられます。
- (3) 順位降格はレーススタート時の違反、危険な行為などの場合、そのヒート終了後の順位を下げる時に適用されます。
- (4) ラップペナルティは、失格にならない程度の違反に適用されます。
- (5) 失格は次の反則行為に課せられます。
 - a. 違法または不当に得たアドバンテージ。
 - b. 故意に自己または他人の安全をかえりみる事なく行う危険行為。
 - c. 与えられたオフィシャル指示を故意に無視したとき。
 - d. 与えられたフラッグサインの無視。

1 2. 順位の決定

レースの順位は、次の順序によって周回数が多い順に決定されます。

- (1) チェッカーを受けた完走者（規定周回数の1／2以上を走行し、チェッカーを受けた者）
- (2) チェッカーを受けていない完走者（規定周回数の1／2以上は走行したがチェッカーを受けなかった者）
- (3) 周回数に基づく不完走者（チェッカーに関わらず1／2以上走行していない者）
- (4) 失格者
- (5) 不出走者（当該ヒートに出走できなかった者）
 - ※上記項目で、複数の同一周回数者がいた場合は、フィニッシュライン通過順位とします。
- (6) ポイントは完走者のみに与えられ、不完走者および失格者には与えられません。
 - ☆成績表（リザルト）に記載される「DNS」、「DNF」とは？
 - DNS スタート合図が出る前に止まってしまった（リタイア）。
 - DNF スタートをしたが、チェッカーフラッグを受けることが出来なかった。

1 3. ピットおよびパドック内におけるルール

- (1) 大会に関係する者は、施設内ではすべて定められたクレデンシャルを付けなければいけません。
- (2) ピットは指定された場所を使用しなければなりません。また、ピット内で作業出来る者は、当該レースに出場しているドライバーと、その登録されたピットクルーのみです。（違反すると失格になる場合があります）。
- (3) 走行中のドライバーに対してピットサインを送る場合、登録ピットクルー1名に限りコースの定めるピットサインエリア内においてのみ、その行為を行うことができます。
- (4) クローズド競技会においてはピットクルーの行為に関する最終的な責任はドライバーにあります。ピットクルーによる規則の違反は当該ドライバーに対する黒旗の提示となります。
- (5) レース中の燃料補給は特別規則書付則で許可されていない限り禁止されます。
- (6) ピットエリア内（パドックを含み）における火気（溶接機、暖房機、喫煙等）はすべて禁止となります。
 - ※消火器（ABC粉末タイプ／4型（内容量1.2Kg以上））をパドックに備えることを強く推奨します。
- (7) レース中、ピットクルーは自分のピットエリアを離れてはいけません。
- (8) パドック内での走行はすべて禁止されます。
- (9) パドック内でエンジンを始動することは禁止されます。
 - （但し、エンジン始動チェック指定場所が設けられている場合は除きます。）

1 4. 車両保管

- (1) 原則として全車30分以上の車両保管を行います。
- (2) 技術委員長はスタートした全ての車両に関し車両検査を行う権限を保有します。技術委員長が検査を行う際はドライバー、登録ピットクルーが責任を持って、車両の分解および組立てを行わなければいけません。関係役員、およびドライバー、登録メカニック以外は、検査に立ち会う事はできません。
- (3) 本条項の検査に応じない場合は失格となります。

1 5. 抗議

- (1) 主催者の判定に異議がある場合は書面をもって抗議料を添付の上、ドライバー（チーム代表者）より競技長を経由して、大会審査委員会に提出するものとします。
- (2) 抗議提出の時間制限
 - a. 競技に関する抗議：当該、暫定結果発表後30分以内。
 - b. 車両に関する抗議：自己のカート車検終了後ただちに。

1 6. ウェイトハンデ制

主催者が特別規則に明示することにより、YAMAHAカデット（2クラス）を除く全クラスまたは一部のクラスにおいては、年間シリーズを通して、下記の基準に基づいたウェイトハンデ制を実施する場合があります。

- (1) 毎レース上位入賞者（1 位から 3 位）に対し次回参加のレース時に最低重量に下記の特別ウエイトを加算することが認められます。
1 位：5 kg 2 位：3 kg 3 位：1 kg
- (2) 上記該当者は 3 位以内に入賞し続ける限り積算されます。ただし 1 0 kg を上限とします。
- (3) ウェイトハンデ後の初めてのレースで着順が 3 位以内に入賞しなかった場合には、次大会でウェイトハンデは解消されます(但し最低重量を下回ってはならない)。
- (4) 連続して 3 位以内に入賞している者が 3 位以内に入賞しなかった場合には、次の大会参加時は直近に加算されたウェイト分のハンデ重量が軽減されます。

第 5 章 成績および賞典に関する事項

賞典、シリーズポイントは下記の通りとします。これ以外の基準を適用する場合は特別規則書で公示します。

- 1. レースの成立
クラス別に参加台数が 5 台以上あった場合にレースが成立します。性能が近似したクラスが混走となる場合がありますが、賞典をクラス別とするか、総合順位とするかは主催者が決定して示します。
- 2. 賞典
各クラス第 1 位から第 5 位 トロフィー
各クラス第 1 位から第 3 位 副賞
※クラス別参加台数により賞典が制限される場合があります。
- 3. シリーズ戦ポイント

本大会のドライバーポイントは次の得点基準を適用します。得点は決勝レース完走者(規定周回数の半分以上を完了した者)のみに与えられ不完走者、失格者および不出走者には与えられません。

- (1) シリーズの成立は 3 大会以上とします。
- (2) 各クラスごとに同一シリーズ戦を通じて最多得点を獲得したドライバーをシリーズチャンピオンとします。
- (3) 主催者によって別のポイントが指定されることがあります。
- (4) シリーズ戦ランキングは、同一シリーズ戦の全戦のポイントを合計し得点の多い順に上位とします。
- (5) 同点の場合は上位入賞回数の多い者を上位とします。
- (6) (5) で決定できない場合は最終戦の順位で決定します。

順位	得点	順位	得点
第 1 位	2 0 点	第 6 位	6 点
第 2 位	1 5 点	第 7 位	4 点
第 3 位	1 2 点	第 8 位	3 点
第 4 位	1 0 点	第 9 位	2 点
第 5 位	8 点	第 1 0 位	1 点

- 4. シリーズ賞典
各レースの特別規則書付則に記載されます。

第 6 章 損害補償

主催者および大会役員の業務遂行により起きたドライバー、ピット要員の死亡、負傷および車両の損害に対して主催、後援、協力、協賛するものおよび大会役員は一切の補償責任を負わないものとします。

第 7 章 広告に関する事項

ナンバープレートに広告を表示することは認められません。その他の広告については、主催者は次のものに関し抹消する権限を有し、ドライバーはこれを拒否することができません。

- 1. 公序良俗に反するもの。
- 2. 政治、宗教に関連したもの。
- 3. 本大会に関係するスポンサーと競合するもの。

第 8 章 肖像権及び個人情報に関する事項

レース主催者は個人情報の保護に関する法律(平成 1 5 年 5 月 3 0 日法律第 5 7 号)に基づきレースイベント参加者の肖像権及び個人情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

- 1. 業務内容
レースイベントの受付、レースイベントのプログラム作成、レースイベントの状況撮影、レースイベントのリザルト作成、保険の受付、その他、レースイベントを円滑に行うための業務および、これらに付随する業務。
- 2. 利用目的

- (1) レースイベント事務手続きを行うため。
- (2) レースイベント参加者の個人成績を公表するため。
- (3) レースイベントの内容をインターネット経由し情報を公開するため。
- (4) レースイベントの状況動画や画像配信を行うため。
- (5) レースイベント中に事故があった場合保険処理を行うため。

第9章 主催者の権限に関する事項

- 1. 参加申込の受付に際してその理由を示すことなくエントラント、ドライバー、メカニックの参加を選択あるいは拒否することができます。
- 2. 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができます。
- 3. やむをえない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの登録または変更について許可することができます。
- 4. すべての参加者、ドライバー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の写真、デジタル画像、音声、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可することができます。

第10章 その他の一般事項

- 1. チーム代表者、ドライバーおよびピット要員は本規則の下で開催される競技会中に生じた事態について、本機構ならびにその所属員および競技役員に対しいかなる責任も追及しないこと。
- 2. チーム代表者、ドライバーおよびピット要員はスポーツマンらしからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とする。

S L O安全協力会に加入していますか？ S Lカートミーティングに参加する場合、加入が必要となります。

S L O安全協力会（スポーツ安全保険）とは？

J K L A（日本カートランド協会）加盟ランドを利用する全てのカーターを対象としたS L O（一般社団法人S Lカートスポーツ機構）が推進する「スポーツ安全保険」です。「スポーツ安全保険」とは財団法人スポーツ安全協会が、東京海上日動火災（株）を幹事会社とする損害保険会社10社との間に傷害保険を一括契約する補償制度です。

S L O安全協力会の加入条件は？

S L O安全協力会の加入は、以下のいずれかの有効な資格が必要となります。いずれの資格もお持ちで無い場合は加入できません。

1. S L Oメンバーズカード
2. J A Fカートライセンス
3. コースライセンス（J K L A加盟ランドが発行するものに限る）

※当該年度小学2年生以上が加入できます。

補償の概要は？

死亡：2,000万円 後遺障害：3,000万円 入院：4,000円/日 通院：1,500円/日

注）平成26年度の場合

保険期間は

毎年4月1日午前0時から翌年3月31日午後12時まで。

※原則として加入申込は毎週火曜日締切、保険適応は当該週の金曜日午前0時からになります。

※登録項目に不備がなく受け付けが終了した場合。

途中入会や途中脱会の場合は？

途中入会でも加入することが出来ますが保険期間の延長はありません。途中脱会の場合でも登録料の払戻は行いません。

例）1月に加入した場合、保険有効期間は当該年3月31日午後12時までです。

更新はあるの？

自動更新はありません。新年度の受付開始は毎年3月1日からの予定です。

S L O安全協力会登録料は？

1. S L O会員（S L Oメンバーズカード所持者）
 - a. 当該年度高校生以上：2,750円
 - b. 当該年度中学生以下：1,700円
2. S L O非会員
 - a. 当該年度高校生以上：4,250円
 - b. 当該年度中学生以下：3,200円

注）平成26年度の場合

S L O安全協力会はどこで加入できるの？

J K L A加盟ランド。または、S L Oメンバーズスクール（S L O講習会）を開催しているカートショップ。

加入した方へのお願い

登録証は加入月の翌月10日前後に加入者へ郵送されます。登録証は常に携帯して下さい。

また、登録証が届くまでは申込書の控えを携帯して下さい。

保険請求の流れ

もしランドでケガをしたら、ランド窓口にもその詳細を直ちに報告して下さい。

※後日の報告では保険の適応を受けられないことがあります。



ランドは事故報告書を作成します。（ランドは事故報告書をS L O事務局に提出）



医療機関に受診後、医療機関の診断書等（コピー可）をランドに提出して下さい。（ランドは診断書等をS L O事務局に提出）



S L O安全協力会は認定の是非を行います。



認定された場合、保険請求用紙等が保険会社から送られます。

S L Oの承認印が必要となりますので必要事項を記入してS L O事務局に提出して下さい。

これ以降はご本人と保険会社とのやりとりとなります。

2015

S L カートミーティング車両規則

【2015SL カートミーティング車両規定】

下表に設定した規定以外のクラスは独自開催となり、SL カートミーティング認定クラスとなりません。

		エンジン規定			シャシー規定		
		機種	改造	キャブレター	機種	リアアクスル	Fブレーキ
カデットクラス	YAMAHA TRY カデット	日本国内仕様 KT100SEC クラッチ・セルスターター付	切削付加等一切の変更、改造および純正部品以外への交換は禁止	WB3A WB21 WB33 改造禁止部品 変更禁止 14.5φ mmテーパージョイント装着 (品番指定)	TRY 各モデル	モデルにより 25φ mm以下または 30φmm以下 (品番指定)	装着不可
	YAMAHA カデットオープン				SLO カデット認定シャシー	30φ mm以下 全長 960 mm以下 (純正指定) 全幅 1200 mm以下	
TIAクラス	YAMAHA TIA ジュニア	日本国内仕様 KT100SD KT100SC KT100SEC ※中学 2 年生以下は SEC に限る ※中学 3 年生以上はSLクラッチのみの装着可	切削付加等一切の変更、改造および純正部品以外への交換は禁止 ※スキッシュエリアの数値規定有	WB3A WB21 WB33 改造禁止部品 変更禁止 19.8φ mmテーパージョイント装着 (品番指定)	TIA 各モデル	40φ mm以下 (品番指定)	
	YAMAHA TIA			WB3A WB21 WB33 改造禁止部品 変更禁止 26φ mmジョイント装着 (品番指定)			
SSオープンクラス	YAMAHA SS			一般市販	50φ mm以下		
	YAMAHA レディス						
	YAMAHA スーパーSS						
	YAMAHA SSレジェンド						

- YAMAHA T I A ・ S S オープンクラスのエンジンは KT100SEC を推奨します。
- YAMAHA スーパー S S クラスの最低重量はシリーズによって 145 kg から 150 kg の範囲で開催が認められます。
但し、全国大会は 150 kg です。
- 傷害保険の加入が義務となります。SLO 安全協力会 (スポーツ安全保険) の加入を推奨します。

タイヤ規定			最低重量	年齢 (当該年度)	出場資格	全国大会
メーカー	ドライ	ウェット				
Y H	S L - J	S L - 0 3	1 1 0 kg	小学 2 年生以上	S L カデット または S L - B	開催
						開催
D L	S L - F D	S L - W 2	1 3 0 kg	小学 5 年生～ 中学生	S L カデット または S L - B 以上	開催
			1 4 0 kg	小学 6 年生以上	S L - B 以上	開催
B S	S L - 0 7	S L - 9 4	1 4 5 kg			開催
			1 5 0 kg	開催		
				開催		
D L	S L - F D	S L - W 2	1 5 0 kg	4 8 歳以上		開催

●全国大会助成金：シリーズランキング1位の者が当該以外のクラスで参加する場合は、助成金は50%支給となります。
※但し、全国大会で当該クラスが不成立のため、他のクラスで参加する場合を除きます。

第1章車両規定と細則表

【シャシー規定 細則表1】

	YAMAHA TRY カデット	YAMAHA カデットオープン
機種	TRY 各モデルシャシー	SLO カデットオープン認定シャシー
基本骨格	基本骨格はシャシーフレームを指す。改造、変更禁止。クラック等の補修のための溶接可。	
スタビライザー等	装着禁止	加工、追加装着禁止 骨格にスタビライザー装置の部位がある場合はメーカー純正品に限り装着可
シートステー	シートステーの溶接、追加、位置変更可	
年式による相互部品	年式変更に伴う純正相互部品への変更可 (TRY・TRYⅡから TRYⅢへのリアアクスル 関連、油圧ブレーキ関連を除く)	年式変更に伴う純正相互部品への変更可
外装品	純正品使用。新旧の変更可	
サイドバンパー	固定スプリングのフック位置は溶接により変更可。シャシーとボルト貫通止め可	
フロアパネル	純正品使用。補修可	変更可
フロントバンパー	純正品使用	
リアプロテクション	純正品使用	変更可
燃料タンク	純正使用	
シート	変更、加工可。 但し、カーボン材質の使用禁止	変更、加工可
シートカラー	13 mmセンチメートルまたは 40φ mm以上の補強材必備	
外装品とタイヤ位置	ウェットタイヤ装着時を除き、前輪はフロントフェアリングの外側より 1 mm以上、後輪はサイドボックスより 1 mm以上、外に出ていること	
ステアリングシャフト	純正品使用。但し、長さ調節のためのボス取付部の切断可。	
ナックル	純正品使用。修理のための溶接可。	同一メーカーで互換性があれば変更可。補修のための溶接可。
タイロッド	純正品使用	同一メーカーで互換性があれば変更可
アライメントアジャスター	装着禁止	—
ブレーキ装置	純正品使用	
ブレーキパッド	純正品使用	変更可
ブレーキハブ	純正品使用	変更可
パッド脱落防止部品	変更可	

YAMAHA T I A ジュニア	YAMAHA T I A	YAMAHA S S / レディス / スーパー S S / S S レジェンド
TIA 各モデル、YAMAHA / WT- I ・ WT- II のシャシー		一般市販シャシー
←		
加工、追加装着禁止。但し、純正オプション品のフロント・リアスタビライザーの装着可		加工、追加装着可。但し、スタビライザー接合部が着いていない箇所に、新たに接合部を追加したり、フレームを切断してクランプを用いてスタビライザーを装着は禁止
←		
←		—
純正品使用。新旧の変更可。 ※旧型サイドボックスタイプ の TIA は変更可。改造禁止	変更可	←
←		変更可
純正品使用。補修可	変更可	←
←		変更可
純正品使用	変更可	←
←		変更可。改造禁止
変更、加工可。但し、カーボン材質の使用禁止	変更、加工可	
←		
←		JAF 国内カート車両規則「ボディワーク」に拠る
←	変更可	
←		変更可
←		変更可
純正品使用		—
←		メーカー市販状態または変更可
←		
純正品使用	変更可	
←		

【シャシー規定 細則表2】

	YAMAHA TRY カデット	YAMAHA カデットオープン
フロントブレーキ	装着禁止	
ブレーキ冷却装置	柔軟で割れにくいプラスチック系の材質。空気吸入部の外周は 60 cm以下。空気通路の外周は 30 cm以下。6φ mm以上のボルトで強固に取り付ける。空気吸入部・通路の高さはシートの上 部まで。	
リアアクスル装置	メーカー市販状態で使用。改造禁止。25φ mm 仕様は 8150.60.01-C。30φ mm 仕様は 8150.06.23-M	メーカー純正品使用。品番指定。改造禁止。
ホイール	純正品使用（アルミ）。 F ホイールはセンター締め。	変更可。 取り付け穴 6 個以下。
ビートストッパー	ビートストッパーの使用を推奨する。	
ドライホイール幅	F : 120 mm以下・R : 150 mm以下。公差+1 mm 以下	F : 130 mm以下・R : 150 mm以下。公差+1 mm 以下
ウェットホイール幅	F : 130 mm以下・R : 180 mm以下。公差+1 mm以下	
ホイールハブ	純正品使用。 25φ mm仕様は 6200.00.07・08。 30φ mm仕様は 5800.00.51-BL。	変更可
F ホイールハブ	装着禁止	装着可
スプロケットハブ	純正品使用（アルミ）	変更可
チャンバーブラケットステー	TRY・TRYⅡ：純正品使用。20.10420.06 使用可。 TRYⅢ：純正品使用	変更可
上記以外の項目で純正部品（市販状態）から変更してもよい部品	ステアリング、リアスプロケット、チェーン、チェーンガード（クラッチカバーは除く）、フューエルフィルター、シャフトキー、ベアリング、エンジンマウント、ペダル類、ステー類（シート用、チャンバー用、チェーンガード用）、ホイールカラー、ナックルカラー、ナックルスペーサー、ジョイントユニバーサル、ラバー・ゴム類、ワイヤー、ホース（ブレーキ除く）、ボルト、ワッシャーナット、クリップ、ピン、スプリング類。	
カーボン部品	使用禁止	使用禁止。但し、シートを除く
安全ガード部品	ブレーキローター、チェーン、スプロケットを防護するための安全ガード部品は使用可。但し、性能の向上や変化があるものは認められません。技術委員の承認を得ること。承認が得られない場合は取り外しを指示します。	

- 「純正品使用」とは、その部品は改造・加工等は禁止です。
- 「←」は左項目と同じです。
- 直結式（クラッチ付でない）のチェーンガードはフルカバータイプの装着を強く推奨します。

YAMAHA T I A ジュニア	YAMAHA T I A	YAMAHA S S / レディス / スーパー S S / S S レジェンド
←		
←		
純正品使用。シャフトは 8150.06.08-M・8150.06.09-M・8150.06.04-M・8150.06.04-K を使用。改造禁止		変更可。但し、50φ mm 以下。
純正品使用（アルミ）。 F ホイールはセンター締め。	変更可。取り付け穴 6 個以下。	
←		
F : 130 mm 以下・R : 180 mm 以下。公差+1 mm 以下		F : 130 mm 以下・R : 210 mm 以下。公差+1 mm 以下
←		
純正品使用。 5800.00.33・34・34-BL 6200.00.10・11	変更可	
装着禁止	装着可	
純正品使用（アルミ）	変更可	
純正品使用 20.10420.06 使用可	変更可	
←		—
使用禁止	使用禁止。但し、シートを除く。	
←		

【エンジン規定 細則表 1】

	YAMAHA T R Y カデット	YAMAHA カデットオープン
エンジン総則	YAMAHA KT100S を使用。パーツは指示がない限り純正品使用。	
エンジン名	KT100SEC	
エンジン型式	7YA・7YB・7YD・7YE・7YF・7YT・7YU 型 (787・7F6・7T3・7ET・7GL・7MA 型使用不可)	
シリンダーヘッド	YAMAHA 浮文字があり、改造防止のためのフraise加工があるもの。	
スキッシュエリア規定	スキッシュエリア規定の対象外	
クランクケース	7YA・7YB・7YD・7YE・7YF・7YG・7YT・7YU の打刻とナンバーがあり、かつケース底部に「7ET」の浮文字があるもの。 ※部品販売で型品番の打刻がないものは3桁以上の数字を打刻すること。	
クランクシャフト	7YA・7YB・7YT・7YP (KT100 用)、7YG (FP 用)、J67 (SP 用) のいずれかが使用できる。	
ピストン	787-1163〇-15 (または 05)、787-1163〇-14 (または 04)、787-1163〇-13 (または 03) および 7YG(FP 用)、J67 (SP 用) のピストンが使用できる。	
ピストンリング	7YF から始まる品番のピストンリングを使用	
ピストンピン	J67-11633-00 または 131-11633-00 を使用	
ピストンとピストンピンの 組合せ	131-11633-00 ピストンピンは全ての指定ピストンと組合せ可。 J67-11633-00 ピストンピンは 787-1163〇-15 (または 05) および 787-1163〇-14 (または 04) にのみ組合可。	
シリンダーヘッドガスケット	7ET-11181-10 のヘッドガスケットを3枚重ねて使用※3枚合計の最低の厚みが1.2mm以上。	
シリンダーベースガスケット	7YK-11351-00・7YK-11351-01 ※内径は64.5mmまでは使用可	
キャブレター	WB3A・WB21・WB33 改造、純正部品以外への変更禁止	
インレットスプリング	738-14556-00・738-14556-10・738-14556-20・738-14556-30 が使用できる	
ダイヤフラム	738-14545-00・789-14545-03 が使用できる	
マニホールド	7YA-13585-00	
ジョイントキャブレター	7YU-13586-09 の 14.5φmm (公差±0mm以下) テーパージョイント装着	
アルミプレート	7YA-14346-00 の装着禁止 ※メーカー出荷状態で装着されている場合があるので取り外すこと。	
ジョイントエアクリーナー	7YF-14453-03 を装着	
吸気消音器	純正品か CIK/FIA 公認実績があるものを装着。吸気口の1つの穴径23φmm以下。改造、加工等禁止。エアフィルターが内蔵しているものはそれを装着。改造、加工等禁止	
プラグ	メーカーは自由。但し、改造禁止でネジ山長19mm以下のものに限る。プラグワッシャーを含めて市販状態とする。	

YAMAHA T I A ジュニア	YAMAHA T I A	YAMAHA S S / レディス / スーパー S S / S S レジェンド
←		
←	KT100SD・SC・SEC。中学 2 年生以下は SEC。※SEC を推奨する。	
←		
←		
ドライブ側と電気側のスキッシュを計測し、合計が 4.5 mm 以上あること。(純正・SLO 公認ガスケットで調整)		
←		
←		
←		
←		
←		
←		
7ET-11181-10 または SLO 公認ヘッドガスケット 0.05 mm・0.1 mm・0.2 mm 厚のものが使用できる。 スキッシュエリア規定を満たしていれば枚数・組み合わせは自由。		
←		
←		
←		
←		
←		
7YA-13586-00 の 19.8φ mm (公差±0 mm 以下) テーパージ ョイント装着	787-13586-00 (オレンジ色)・787-13586-01 (黒色) の 26φmm (公差±0.5 mm 以下) ジョイ ント装着	
←		
←		
←		
←		

【エンジン規定 細則表2】

	YAMAHA T R Y カデット	YAMAHA カデットオープン
プラグキャップ	純正品使用	
マグネット	7YT-85650-20、7YT-85650-00・01・10 のいずれかを使用。TCI ローターの幅（厚さ）は 33 mm（公差±0.5 mm以下）、直径は 60φmm以（公差-0.1 mm以下）のものであること。 旧々型 TCI ローター7ET-85650-00 ローター幅 29 mm）は KT100SD・SC のみに使用可	
ドライブsprocket	SL クラッチ用のドライブsprocketはフリーライン製 SL219×10T・11T を使用	
クラッチ	クラッチハウジング、クラッチシューにオイルやグリース類を塗布することは禁止される。	
	SL クラッチを必備。改造禁止	
セルモーター関連部品	バッテリー、スタート/ストップスイッチに結線するワイヤーハーネスを除き純正品使用	
セルバッテリーの取り付け	バッテリーホルダーを用い強固に固定すること。位置はフレームの左側、シート裏・横等とします。フロアパネル、サイドボックスステー等への装着禁止	
クラッチカバー	SL クラッチは SL クラッチカバー、SL クラッチプロテクターまたは SL クラッチサポートを装着。他のクラッチ付は SL クラッチカバーまたはカバーハウジングを装着	
マフラー	7YA-14701-00-98 マフラーコンプリートと 7YA-14750-09 サイレンサー Assy の組み合わせを使用。改造、溶接禁止。 ※本体には公認プレートがついていること。	
エキゾーストパイプ	7YT-14610-00 または 7YU-14610-00。改造、溶接禁止（但し、排気センサー取付は可）	
ジョイントエキゾースト	金属製で破損しにくいものを使用、内径に変化のあるものは使用禁止（テーパや段付のあるもの）	
マフラー位置	マフラーの後端はリアプロテクションより外側に出ないこと	
ヘルメット	15 歳以下は CIK/FIA 公認ヘルメットを推奨する	
ネックガード	小学生は装着（必備品のためオレンジボールの黒旗対象となる場合がある）。それ以外は推奨する。	
リブプロテクター	小学生は装着（必備品のためオレンジボールの黒旗対象となる場合がある）。それ以外は推奨する。	

- 「純正品使用」とは、その部品は改造・加工等は禁止です。
- 「←」は左項目と同じです。

第2章 エンジン

エンジンは、下記の細目を満たしていなければなりません。

1. 以下でいう改造とは、切削・付加等の改造および市販状態での装着部品からの変更を指します。但し、年式変更に伴う純正共通部品相互の交換は認められます。
 2. エンジン構成パーツの取付け方法、取付け方向(クラッチを除く)はメーカー出荷時の状態でなければなりません。但し、規定内のメーカー純正消耗品交換部品やスキッシュ調整用ガスケットの交換は認められます。
 3. セルモーター付エンジンの場合スタートボタンを押してエンジンを始動させる構造でなければなりません。
- ※年齢によって特例の場合もあり（S L クラッチのみ装着）

■全クラス

使用できるエンジンは KT100SD、KT100SC、KT100SEC 国内仕様のものとし、改造は一切禁止され市販状態とします。但し、カーボンの除去やキズ修正は研磨とみなされない限りの範囲で認められます。なおエンジンは 7YA・7YB・7YD・7YE・7YF・7YT・7YU 型に限られます。(YAMAHAT R Yカデット・カデットオープン・T I AジュニアはKT100SECに限られます。)

対象部品＝シリンダーヘッド、シリンダーボディ、シリンダーヘッドガスケット、シリンダーガスケット、ピストンピン、ピストンピンクリップ、コンロッド、ベアリング類、クランク、クランクピン、オイルシール、クランクケース、ピストン、ピストンリング、プラグコード。コンロッドは次のパーツ No.に限りです。7F6-11651-00・7F6-11651-01・7F6-11651-02。

●ピストン

ピストンおよびリングのオーバーサイズ純正部品への変更が認められます。787-11630-15（または 05）、787-11630-14（または 04）、787-11630-13（または 03）。および KT100FP 用の 7YG、KT100SP 用の J67 の使用が認められます。

131-11633-00 ピストンピンは全ての指定ピストンと組合せできます。J67-11633-00 ピストンピンは 787-11630-15（または 05）、787-11630-14（または 04）のみ組合せできます。

●シリンダー関連

シリンダーボディは図A部に縦 10mm、横 16mm の座および「7ET」の浮き文字があるものとします。シリンダーボアサイズは 52.61mm まで可能とします。シリンダーヘッドガスケットは純正の 7ET-11181-10 または S L O 公認

調整用ガスケットとします。カデットクラス（2 クラス）は、純正の 7ET-11181-10 シリンダーヘッドガスケットを 3 枚使用することとし再使用により厚さが 3 枚で 1.2mm 未満になったシリンダーガスケットの使用は不可とします。



●スキッシュエリアの規定

カデットクラス（2 クラス）を除く全クラスでスキッシュエリアの確保が規制されます。S L カートミーティングで使用する KT100 エンジンの、ドライブ側と、電気側の両サイドのスキッシュエリア数値 2 か所を計測し、その数値の合計が 4.5mm 以上あることとします。メーカー出荷状態で装着されているシリンダーヘッドガスケット(品番 :7ET-11181-10)1 枚の状態では数値が確保できない場合は、メーカー純正の 7ET-11181-10 ガスケットまたは、SLO 公認(銅製の 3 種類)調整用ガスケットのいずれかをを用いて、スキッシュエリア数値を規定内で確保してください（枚数に制限はありません）。

<指定調整用ガスケット>

1. ヤマハ純正 (7ET-11181-10)
2. S L O 公認 0.05mm・0.1mm・0.2mm の 3 種類 (銅製)



<使用例>

調整用のガスケットは指定されたものであれば枚数や組合せに制限はありません。

1. 純正のアルミガスケットのみを 1 枚か 2 枚以上入れて調整
2. 純正のアルミガスケットと SLO 公認の調整用銅ガスケット（サイズいずれか）を組み合わせで調整
3. S L O 公認の調整用銅ガスケット 3 種いずれかを組み合わせで調整

<計測方法>

プラグホールから 3.0Φmm 以上のハンダを挿入し、排気ポートに対し直角方向の指定された箇所（ドライブ側または電気側）にセットし、クランクシャフトを 1 回転させ潰れたハンダの厚みを計測します。ドライブ側と電気側の潰れたハンダの厚みの合計が 4.5mm 以上あればスキッシュエリアの検査は合格とします。

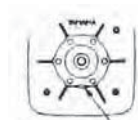
<スキッシュエリア計測手順> (計測はドライブ側と電気側をそれぞれ計測します)

1. 3.0Φmm 以上のハンダを用意します。測りやすいように折り曲げます。
2. ハンダはカッター等でカットしてください。ニッパ等で切ると先端が潰れてしまい正確に計測出来ない場合があります。
3. プラグを外しプラグ穴から排気ポートに対し直角方向のドライブ側または、電気側のいずれかの所にハンダを挿入します。
4. クランクシャフトを 1 回転させ、潰れたハンダの厚みを計測します。
5. 潰れたハンダのドライブ側と電気側の厚みの合計が 4.5mm 以上あればスキッシュエリアの検査は合格とします。



●シリンダーヘッド他

シリンダーヘッドは YAMAHA 浮文字があり、改造防止のフraise加工を追加したものに限られます。クランクケースについては、7YA・7YB・7YD・7YE・7YF・7YT・7YU 打刻 No.のものに限られ、かつケース底部に「7ET」の浮き文字があるものとします。また部品販売品については型品番の打刻のないものがあります。その場合 3 ケタ以上の数字を打刻し、型品番とします。



この部分にフraise加工を施したもの

●クランクシャフト他

クランクシャフトは KT 用 (7YA・7YB・7YT・7YP) と FP 用 (7YG) および SP 用 (J67) いずれかのヤマハ純正品が使用でき、また KT 用、SP 用のクランクシャフト大端ベアリングおよびクランクサイドベアリングの使用が認められます。

●シリンダーガスケット (ベースガスケット)

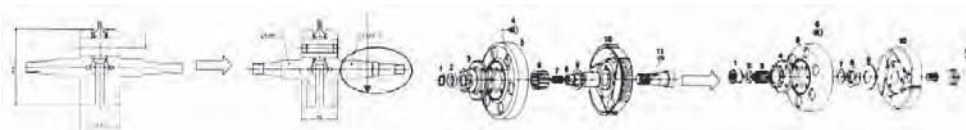
シリンダーガスケットは純正の 7YK-11351-00、7YK-11351-01、内径 (直径) 64.5mm までの寸法を認めます。

●KT100SEC エンジンモデルチェンジに伴う使用部品追加事項

メーカーの仕様改訂に伴い、当該エンジンおよび改訂部品の使用を認めます。

改訂部品

1. クランク 2 : J67-11422-00⇒7YP-11422-00
2. クランクシャフトアセンブリ : J67-11400-00⇒7YP-11400-00
3. クラッチ : S L クラッチ (SLCLC) ⇒2009SL クラッチ (SLCLC-2009) 標準装着 10T (SL-125554)
オプション 11T (SL-125555)



●クラッチ

クラッチを装着する場合は、乾式 SL クラッチまたはヤマハ純正湿式クラッチを必備とし、改造・加工は不可とします。構成部品はすべて純正部品とし、他メーカーの部品に交換することは禁止されます。純正湿式クラッチのクラッチシューは 7YB-16623-00 とし、表面に溝の無いタイプの物とします。

クラッチハウジング、クラッチシューに回転を円滑にするためのオイルやグリス類の塗布は禁止されます。

クラッチハウジングのドライブスプロケットの歯数変更のための切削・溶接をともなう改造は禁止されます。

S L クラッチのドライブスプロケットは、YAMAHA T R Y カデット・カデットオープン・T I A ジュニアクラスにおいて 219×10T または 11T の「フリーライン S L」の刻印が入っているものに限り使用可とします。また YAMAHA T I A・S S・レディス・スーパー S S・S レジェンドはフリーライン製以外の使用も可とし歯数の制限はありません。

YAMAHA T R Y カデット・カデットオープンクラスはコース毎にドライブ及びリアスプロケットの歯数が指定される場合があります。S L クラッチのスプロケット取付ボルトの変更は認められます。

クラッチ付きエンジンを搭載しているカートはカットオフ装置を必ず備えることとします。この装置はドライバーがカートを運転中、正常に着座して容易に操作し得るように設けられていなければなりません。

●クラッチカバー

クラッチ付きエンジンにはSL クラッチカバー（ハウジングカバー）およびS L クラッチにおいてはS L クラッチプロテクター（サポートおよびS L クラッチカバー）を取付けなければなりません。



●セルモーター

セルモーター部品はすべて純正品でなければならず、改造は一切禁止されます。（カーボンブラシおよびブラシワイヤーの補修は可）

●スターター

リコイルスターターの装着は認められます。RC100JF・J・SC のリコイルスターターをボルト、ナットで取り付けることが可能です（取付けのためにエンジン自体を切削したり、溶接したりすることは禁止されます）。

●吸気系統

使用できるキャブレターはWB3A・WB21 および WB33 で改造は一切禁止されます。但し、キャブレター部品について相互交換およびヤマハ純正部品との交換は認められます。また、チョーク付のものについてはチョークレバーを取り外しチョーク孔を埋めることは認められます。

アルミのプレート（プレート 1：7YA-14346-00）の取付けは禁止され（メーカー出荷状態で装着されている場合は取り外してください）、各種ジョイントキャブレターの前後はガスケットが取り付けられることとします。

※ジョイントキャブレターとガスケットのすき間に液体ガスケットなどを塗り、洩れをふせぐことは認められます。

対象部品=キャブレターASSY、キャブレターガスケット、ジョイントキャブレター、マニホールド、ジョイントエアクリナー。

●インテークサイレンサー

すべてのクラスの吸気消音器(インテークサイレンサー)は量産市販されている CIK/FIA 公認実績品の吸気消音器またはヤマハ純正吸気消音器を必備とします。吸気消音器本体の構成部品は純正品(取付け口のゴム部品を除く)であること。吸気消音器本体の構成部品の切削・加工・改造は禁止され、1つの吸入チューブ径が23φmm以下とします。吸気消音器（インテークサイレンサー）本体にエアフィルターが内蔵されているタイプに関してはエアフィルターがメーカー出荷状態であることとしボディ本体やエアフィルターの切削・加工・改造を禁止とします。ジョイントキャブレター、マニホールド、ジョイントエアクリナーは下記部品番号のものとし、改造は一切禁止されます。

●ジョイントキャブレター

YAMAHA T R Y カデット・カデットオープン：14.5φmm（7YU-13586-09、公差±0mm以下）

YAMAHA T I A ジュニア：19.8φmm（7YA-13586-00、公差±0mm以下）

YAMAHA T I A ・S S ・レディス・スーパーS S ・S S レジェンド：26φmm（787-13586-00、公差±0.5mm以下）

全クラス：マニホールド（7YA-13585-00）

全クラス：ジョイントエアクリナー（7YF-14453-03）

●点火系統

改造は一切禁止され市販状態とします。点火方式はTCIとし7ET系（スターターとTCIユニット一体式）に限られます。現行標準装着のローターアセンブリー（7YT-85650-20）と旧型品（7YT-85650-00・01・10）のいずれも使用可とします。

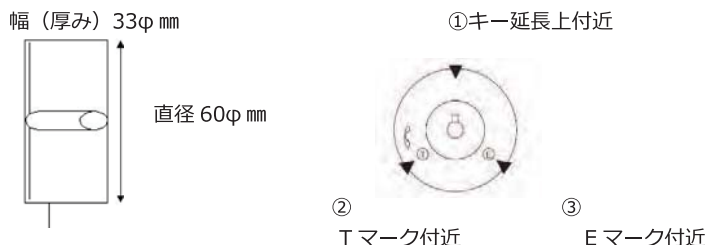
<TCI ローター寸法規定（7YT-85650-20）>

1. 厚さ：33mm。製造公差±0.5mm

2. 直径：60φmm。製造公差±0.1mm

3. 寸法測定は次頁イラスト①～③の3ヶ所付近にて厚みと直径を実測します。

4. 幅を直径以外の箇所でも、ローターに加工等の変更を加えることは違反改造となり車検失格となります。



7YT-85650-20 の本体のみ、裏側にメーカー加工の外周逃げ縁取り有り

点火プラグは一般市販状態のネジ山長 19mm 以下のものに限られます。
プラグワッシャーも含めて市販状態とし、ネジ山長の変更も禁止します。
プラグキャップは KT100J・S・SP、YZ80・85・125 メーカー純正品の
使用が認められます。



●排気系統

マフラー本体は CIK の刻印がある 7YA 型とします。

マフラーコンプリート (7YA-14701-00-98)・サイレンサーアセンブリ (7YA-14750-09) の組合せとし、改造は一切禁止され市販状態とします。エキゾーストパイプは 7YT-14610-00 または 7YU-14610-00 のいずれかとします。溶接、加工の入ったものは使用禁止とします。また、排気センサーの取付けが可となり、センサーを取り付けるための溶接は認められます（但し、センサー取付のために溶接した箇所から発生したクラック補修溶接は加工とみられる場合があります）。その他ジョイントエキゾースト（ジャバラ）本体の内径に変化のあるものは禁止されます。ジョイントエキゾースト（ジャバラ）に消音や保護のためのプロテクターや保護材の取り付けは認められますが車検時に内径を確認するために取り外しを命ぜられる場合があります。

※ここで言うプロテクターや保護材はジョイントエキゾースト（ジャバラ）本体のみに取り付けが許されるものでありエキゾーストパイプやマフラーと連結してはなりません。

対象部品=エキゾーストパイプ・マフラー・サイレンサー

※エキゾーストガスケットおよびジャバラは純正部品以外の使用が認められます。

●その他

純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとします。

プラグ、エキゾーストジョイント(ジャバラ)、エキゾーストガスケット、ボルト/ナット(キャブレターインレット部品、クラッチ構造部品を除く)、ワッシャー、スプリング、キー(ローターキーを除く)、ブラケット、ワイヤー、ホース、ホースクリップ、バンド。

第3章 シャシー

シャシーは、下記の細目を満たしていなければなりません。

1. シャシーの構成パーツの取付け方法、取付け方向はメーカー市販状態を基本とします。
2. フレームのモデル指定および改造制限を設けたクラスがあります。
3. クラスによって最低重量が設定されます。最低重量を満たすためのバラストはすべて固形材料を用い、車体に 6mm 以上のボルト、ナット、ロゼットワッシャーなどで強固に取付けることとします。取り付けるボルトは最低 2ヶ所以上とします。
4. サイドボックス、フロントパネルおよびフロントフェアリング（フロントカウル）、リアプロテクションを必備とします。

◇YAMAHA TRY カデットクラス

シャシーは TRY とします。年式変更に伴う純正共通部品相互の交換は認められます。

TRY・TRYⅡから TRYⅢへの対象部品の変更は認められません。

対象部品=油圧ブレーキシステムおよび関連パーツ類、リアアクスル 30φmm および関連パーツ類。

●基本骨格

寸法、形状、材質の変更は禁止されます。スタビライザー等の補助装置の追加は禁止されます。メインシートステー、シートサブステーの溶接、追加、位置変更は認められます。

●リアアクスル装置およびホイール装置

【TRY・TRYⅡ】

リアアクスル：フリーライン製 25φmm の C タイプ (8150.60.01-C)。改造禁止。

ホイールハブ：フリーライン製 6200.00.07 または 6200.00.08。改造禁止。フロントホイールハブの使用は不可。

【TRYⅢ】

リアアクスル：フリーライン製 30φmm の M タイプ （8150.06.23-M）。改造禁止。

ホイールハブ：フリーライン製 5800.00.51-BL 改造禁止。フロントホイールハブの使用は不可。

【TRY・TRYⅡ・TRYⅢ】

ホイールのリム幅は、フロントホイール 120mm（公差+1mm）リアホイール 150mm（公差+1mm）までとします。レイン用ホイールの場合はフロント 130mm（公差+1mm）リアホイール 180mm（公差+1mm）までとします。

●外装品

メーカー純正外装品で改造、変更は禁止します。ただし、旧型外装品を新型に変更することは可とします。また、カラーリングの変更は認められます。また、メーカー純正リアプロテクションが必備となります。

●外装品とタイヤ位置規定

外装品（カウル類）とタイヤ位置の寸法に関しては下記の通りとします。

前輪はカウル外装品の一番外端から 1mm 以上外に出ている、後輪はリアプロテクションおよびサイドボックスより 1mm 以上外に出ていると可とします。但し、ウェットタイヤ装着時は除きます。JAF 規定の車体フロントパネル位置に関しては、適用外といたします。

●ブレーキ装置

キャリパーアッセンブリ（パッドを除く）、ブレーキディスク、マスターシリンダー、ブレーキホース、スパーサーは市販状態のまま使用することとします。フロントブレーキは禁止されます。ブレーキパッド脱落防止ピンの変更は認められます。

●純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとします。

ステアリング、シート（カーボンファイバー材質は禁止）、チェーン、スプロケット（リア）、ゼッケンプレート、ボルト、ナット、ワッシャー、クリップ、ピン、スプリング、ワイヤー、ホース（ブレーキ以外）、チェーンガード、フューエルフィルター、エンジンマウント、（オフセットプレート、スライドマウントを含む）、ステー類（シート、カウル）、ペダル類（アクセル、ブレーキ）、カラー（シート、ホイール）、ベアリング類（ステアリング装置を除く）、キー類、ナックルカラー、ラバー類、ジョイントユニバーサル

テーパー付ステアリングボスの使用は可とします。

すべてのカーボンファイバー材質の部品の使用は禁止されます。

●その他の詳細は別表の細則表を参照してください。

◇YAMAHA カデットオープンクラス

シャシーは S L O 認定フレームに限られます。※P68 参照。また年式変更に伴う純正共用部品相互の交換は認められます。

●基本骨格

TRY カデットクラス同様といたします。

●リアアクスル装置およびその他等の装置

リアアクスルは各フレームメーカー純正市販部品に限ります（A 社のシャシーには A 社のリアアクスルを使用）。また、磁気性の材質で直径 30φmm 以下、全長 960mm（+10mm）以下のものとします。

※同一メーカーから発売されているオプションのリアアクスルの場合、パーツリストで品番が確認できれば使用可とします。

●外装品

メーカー純正外装品で改造、変更は禁止とします。但し、旧型外装品を新型に変更することは可とします。またカラーリングの変更は認められます。メーカー純正またはカデット用一般市販のリアプロテクションが必備となります。

●外装品とタイヤ位置規定

外装品（カウル類）とタイヤ位置の寸法に関しては下記の通りとします。

前輪はカウル外装品の一番外端から 1mm 以上外に出ている、後輪はリアプロテクションおよびサイドボックスより 1mm 以上外に出ていると可とします。但し、ウェットタイヤ装着時は除きます。JAF 規定の車体フロントパネル位置に関しては、適用外といたします。

●ブレーキ装置

キャリパーアッセンブリ（パッドを除く）、ブレーキディスク、マスターシリンダー、ブレーキホース、スパーサーは市販状態のまま使用することとします。フロントブレーキは禁止されます。ブレーキパッドは純正以外の使用が認められます。ブレーキパッド脱落防止ピンの変更は認められます。

●その他の詳細は別表の細則表を参照してください。

◇YAMAHA T I A ジュニアクラス

●基本骨格

WT-I、WT-II、TIA、birel/TIA-WT・TIAⅢ・TIAⅣいずれかのものとします。

但し、年式変更に伴う純正共通部品相互の交換は認められます。寸法、形状、材質の変更は禁止されます。スタビライザー等の補助装置の追加は禁止されます。メインシートステー、シートサブステーの溶接、追加、位置変更は認められます。

●外装品

メーカー純正外装品で改造、変更は禁止とします。但し、旧型サイドボックスはこの限りではありません。カラーリングの変更は認められます。また、メーカー純正品のリアプロテクションが必備となります。

●外装品とタイヤ位置規定

外装品（カウル類）とタイヤ位置の寸法に関しては下記の通りとします。

前輪はカウル外装品の一番外端から 1mm 以上外に出ている、後輪はサイドボックスより 1mm 以上外に出ていれば可とします。但し、ウェットタイヤ装着時は除きます。JAF 規定の車体フロントパネル位置に関しては、適用外といたします。

●ステアリング装置

下記の部品は WT-Ⅰ、WT-Ⅱ、TIA、birel/TIA-WT・TIAⅢ・TIAⅣ、WF、SWF（スーパーウィンフォース）のものとします。対象部品＝ステアリングベアリング、ステアリングコラム、タイロッド、ナックル。但し、中空タイプの新型ナックル 10.7744・7745・6932・6933 の使用は認められません。カラー、偏芯カラー、その他のナックル取付パーツは自由とします。ステアリングは純正部品以外の使用が認められます。

●ブレーキ装置

キャリパーアッセンブリ（パッドを除く）、ブレーキディスク、マスターシリンダー、ブレーキホース、ブレーキハブ、スペーサーは WT-Ⅰ、WT-Ⅱ、TIA、birel/TIA-WT・TIAⅢ・TIAⅣのいずれかのものとし、市販状態のまま使用することとします。フロントブレーキは禁止されます。ブレーキパッドは純正以外の使用が認められます。ブレーキパッド脱落防止ピンの変更は認められます。

●リアアクスル装置およびホイール装置

リアアクスルはフリーライン製の次のいずれかのものに限られます。

30φmm の M タイプ（8150.06.04-M）

30φmm の K タイプ（8150.06.04-K）

40φmm の M タイプ（8150.06.08-M または 09-M）

ホイールの改造、変更は禁止されアルミ材質以外のものの使用も禁止されます。リム幅は、フロントホイール 130mm（公差+1mm）。リアホイール 180mm（公差+1mm）までとします。ホイールハブの改造、変更は禁止され、ホイールハブはフリーライン製 5800.00.33・34・34-BL または 6200.00.10 とします。フロントホイールハブの使用は禁止されます。

●純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとします。

ステアリング、シート、チェーン、スプロケット（リア）、ゼッケンプレート、ボルト、ナット、ワッシャー、クリップ、ピン、スプリング、ワイヤー、ホース（ブレーキ以外）、チェーンガード、フューエルフィルター、エンジンマウント（オフセットプレート、スライドマウントを含む）、ステー類（シート、カウル）、ペダル類（アクセル、ブレーキ）、カラー（シート、ホイール）、ベアリング類（ステアリング装置を除く）、キー類、ナックルカラー、ラバー類、ジョイントユニバーサル、ブレーキパッド、テーパー付ステアリングボスの使用は可とします。

すべてのカーボンファイバー材質の部品の使用は禁止されます。

●その他の詳細は別表の細則表を参照してください。

◇YAMAHA T I A クラス

●基本骨格

WT-Ⅰ、WT-Ⅱ、TIA、birel/TIA-WT・TIAⅢ・TIAⅣいずれかのものとします。

但し、年式変更に伴う純正共通部品相互の交換は認められます。寸法、形状、材質の変更は禁止されます。スタビライザー等の補助装置の追加は禁止されます。メインシートステー、シートサブステーの溶接、追加、位置変更は認められます。

●外装品

一般市販品の範囲で変更自由。メーカー純正品または CIK 公認一般市販のリアプロテクションが必備となります。

●外装品とタイヤ位置規定

外装品（カウル類）とタイヤ位置の寸法に関しては下記の通りとします。前輪はカウル外装品の一番外端から 1mm 以上外に出ている、後輪はサイドボックスより 1mm 以上外に出ていれば可とします。但し、ウェットタイヤ装着時は除きます。JAF 規定の車体フロントパネル位置に関しては、適用外といたします。また、メーカー純正品または CIK 公認一般市販品のリアプロテクションが必備となります。外装品の変更、カラーリングの変更は認められます。フロアパネルの変更、加工は認められます。リアおよびフロントバンパーのサイズ、形状および材質の変更は禁止されます。

●ステアリング装置

ステアリング装置は変更、加工自由とします。

●ブレーキ装置

キャリパーアッセンブリ（パッドを除く）、ブレーキディスク、マスターシリンダー、ブレーキホース、スペーサーは WT-Ⅰ、WT-Ⅱ、TIA、birel/TIA-WT・TIAⅢ・TIAⅣのいずれかのものとし、市販状態のまま使用することとします。フロントブレーキは禁止されます。ブレーキパッドは純正以外の使用が認められます。ブレーキパッド脱落防止ピンの変更は認められます。

●リアアクスル装置およびホイール装置

リアアクスルはフリーライン製の次のいずれかのものに限られます。

30φmm の M タイプ（8150.06.04-M）

30φmm の K タイプ (8150.06.04-K)

40φmm の M タイプ (8150.06.08-M または 09-M)

ホイールのリム幅はフロントホイール 130mm (公差+1mm)、リアホイール 180mm (公差+1mm) までとします。

●純正部品以外の使用が認められるものは以下の通りとします。

フロアパネル、ステアリング装置 (ステアリング、ステアリングベアリング、ステアリングコラム、タイロッド、ナックル、ジョイントユニバーサルを含む)、ブレーキハブ、ブレーキパッド、ホイール、ホイールハブ、スプロケットハブ、シート、チェーン、スプロケット、ゼッケンプレート、ボルト、ナット、ワッシャー、クリップ、ピン、スプリング、ワイヤー、ホース (ブレーキ以外)、スプロケットハブ、チェーンガード、フューエルフィルター、エンジンマウント (オフセットプレート、スライドマウントを含む)、ステアリング(シート、チャンバー、カウル)、ペダル類 (アクセル、ブレーキ)、カラーシート、ホイール、ベアリング類、キー類、ナックルカラー、ラバー類。

●その他の詳細は別表の細則表を参照してください。

◇YAMAHA S S / レディス / スーパー S S / S S レジェンドクラス

シャシーは一般市販のものとし、メーカーは自由とします。フロントブレーキの装着は禁止されます。リアアクスルの最大直径は 50φmm とします。

●外装品

一般市販品の範囲で変更自由。メーカー純正品または CIK 公認一般市販のリアプロテクションが必備となります。

●外装品とタイヤ位置規定

S S ・ S S S クラスに関する外装品 (カウル類) とタイヤ位置の寸法に関しては下記の通りとします。車両各部の寸法は、次に規定する範囲のものでなければなりません。

カウル類とタイヤ位置に関しては、全車輪をまっすぐに向けた状態で、必ずタイヤは外装品のカウル類から 1mm でも外に出ていること、前輪はフロントカウルより外に出ていること、後輪は、サイドボックスとリアプロテクションより外に出ていることとします。

※ S S レジェンドクラスは以下を適応します。前輪はカウル外装品の一番外端から 1mm 以上外に出ている、後輪はサイドボックスより 1mm 以上外に出なければ可とします。但し、ウェットタイヤ装着時は除きます。

●その他の詳細は別表の細則表を参照してください。

第 4 章 タイヤ

使用するタイヤのセット数は 1 大会につきドライ 1 セット・ウェット 1 セットとし、車両検査において登録封印を受けることとします。タイヤにバースト等が発生した場合は、技術委員長の許可を受けて当該の 1 本のみを交換することができます。ドライタイヤからウェットタイヤへの交換。また逆への交換は主催者が指示することがあります (主催者からドライ/ウェットフリーの宣言がなされる場合もあります)。

使用するタイヤはいかなる場合も一切の加工、ヒーティング、化学品の塗布は禁止されます。

ウェットとドライの組合せ使用は禁止されます。

■ドライタイヤ

●YAMAHA T R Y カデット・カデットオープンクラス：ヨコハマ SLJ・F3.6×10.0-5・R5.0×11.0-5

●YAMAHA T I A ジュニア・T I A・S S レジェンドクラス：ダンロップ SLFD・F10×4.5-5・R11×6.0-5

●YAMAHA S S・レディス・スーパー S S クラス：ブリヂストン SL07・F4.5/10.0-5・R7.1/11.0-5

■ウェットタイヤ

●YAMAHA T R Y カデット・カデットオープンクラス：ヨコハマ SL03・F4.0×10.0-5・R6.0×11.0-5

●YAMAHA T I A ジュニア・T I A・S S レジェンドクラス：ダンロップ SLW2・F10×4.5-5・R11×6.5-5

●YAMAHA S S・レディス・スーパー S S クラス：ブリヂストン SL94・F4.0/10.0-5・R6.0/11.0-5

■ S L O 認定車両【YAMAHA カデットオープンクラス】(2015 年 1 月 1 日現在)

メーカー	モデル	W B	チューブ	リアアックスル
ART	TS-05	950mm	28mm	30mm
Birel	TRY/TRY II	900mm	28mm	25mm
Birel	C28C	950mm	28mm	30mm
Birel	RK-28C	950mm	28mm	30mm
Birel	L28	950mm	28mm	30mm
Birel	MONZA ZC-28	950mm	28mm	30mm
Birel	TRYⅢ	950mm	28mm	30mm
CRG	NEW AGE MK01/02	950mm	28mm	30mm
CRG	JUNIOR VK01	950mm	28mm	30mm
CRG	DR MK01/02	950mm	28mm	30mm
CRG	mini/HERO	950mm	28mm	30mm
EXPRIT	ROCKY	950mm	28mm	30mm
EXPRIT	ROOKIE	950mm	28mm	30mm
FA KART	ROCKY	950mm	28mm	30mm
FA KART	ROOKIE	950mm	28mm	30mm
FK	MINI950	950mm	28mm	30mm
Gillard	MINI950	950mm	28mm	30mm
INTREPID	MAKY	950mm	28mm	30mm
KART CORSE	SUPERMINI	950mm	28mm	30mm※
KOSMIC	ROCKY	950mm	28mm	30mm
KOSMIC	ROOKIE	950mm	28mm	30mm
Mac Minarelli	MINI950	950mm	28mm	30mm※
MARENELLO	RS-Ⅲ	950mm	28mm	30mm
SODIKART	MINI950	950mm	28mm	30mm
Spirit	SP C28C-J	950mm	28mm	30mm
Spirit	SP C28C	950mm	28mm	30mm
TECNO	MINI	950mm	28mm	30mm
TECNO	MINI II	950mm	28mm	30mm
TECNO	MINIⅢ	950mm	28mm	30mm
TONY KART	ROCKY	950mm	28mm	30mm
TONY KART	ROOKIE	950mm	28mm	30mm
TOP KART	MINI KART FIK	950mm	28mm	30mm
Vanspeed	MINI950	950mm	28mm	30mm
WILD KART	MINI KART	950mm	28mm	30mm
WILD KART	MINI KART PT	950mm	28mm	30mm
Zanardi	MINI950	950mm	28mm	30mm
Zanardi	ZK1	950mm	28mm	30mm
ENERGY	STORM	950mm	28mm	30mm

注) ※印リアアックスルは 960 mm 以下のものを使用

認定車両規定 (抜粋)

最大幅：120cm 以下

リアアックスル：30φmm 以下／磁気性の材質

ホイールベース：90cm～95cm

シャシーのチューブ径：28φmm 以下／磁気性の材質

シャシーの構成部品は製造者によってマークされ、分類されていなければならない。